

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ（以下「ロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴとは、神奈川県県央地域県政総合センター（以下「県央地域県政総合センター」という。）が著作権を有している別添「宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴガイドライン」のデザイン及びこれを展開したものとする。

(利用の申請)

第3条 ロゴを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県県央地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）の許諾を得なければならない。

- (1) 県の委託する宮ヶ瀬湖周辺地域ブランド化に向けたコンサルティング業務で実施する事業及び教育活動等で使用する場合。ただし、県央地域県政総合センター企画調整課長への事前の連絡を要する。
- (2) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、県央地域県政総合センター企画調整課長への事前の連絡を要する。
- (3) その他、所長が認める場合

2 前項の許諾を得ようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）に、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾（新規・延長・変更）申請書（様式1）ほか次の書類を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) ロゴ利用状況写真等貼付用紙（様式2）
- (2) 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書（様式3）
- (3) 役員一覧表（様式4）
- (4) 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾（新規・延長・変更）申請に係るチェックリスト（様式5）
- (5) 様式5に定めるほかの書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあっては、当該要領に定めるところによるものとする。

(利用の許諾)

第4条 所長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が宮ヶ瀬

湖周辺地域の地域振興を目的とする利用と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

- 2 利用許諾を行う場合は、所長は利用方法等について、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 所長は、利用許諾をした場合は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾通知書（様式6）を、利用許諾をしない場合は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用不許諾通知書（様式7）を申請者に交付する。
- 4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長5年間とする。
- 5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2月前までにあらためて第3条2項の申請をしなければならない。

（利用許諾の制限）

第5条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、所長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) ロゴを利用する者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又はその経営や運営に実質的な関与をしている者が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (7) ロゴの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ガイドラインに違反するなど、利用が適当でないと認められる場合
- (10) 宮ヶ瀬湖周辺地域の地域振興施策の推進の妨げになるおそれがあると認められる場合
- (11) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）アカウントのプロフィール

画像、アイコン、カバー画像等において、ロゴを単独で利用するなど、当該アカウントの運用主体が県であると誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合。なお、本号の規定は、第3条第1項第3号の規定により許諾を要しない場合であっても適用するものとする。

(12) その他所長が適当でない判断した場合

(許諾料)

第6条 ロゴの許諾料については、無料とする。ただし、ロゴ利用物品等を利用する場合に利用料を徴収する場合等は、この限りでない。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により利用許諾を得た者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) ガイドラインを遵守すること。
- (3) 利用期間満了後、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、原則として速やかに廃棄すること。
- (4) 第4条の利用許諾を得た権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) ロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「©神奈川県県央地域県政総合センター 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ #●●●●」を、その商品、包装、広告等に明示すること。ただし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができる。

(利用状況の調査)

第8条 所長は、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾（新規・延長・変更）申請に係るチェックリスト（様式5）に定める書類を所長に提出し、所長の許諾を得なければならない。

2 所長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これ

を許諾することができる。

- 3 前項の利用許諾をする場合は、所長は、必要に応じ条件を付することができる。
- 4 所長は、第2項の利用許諾をした場合は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用変更許諾通知書（様式6）を、利用許諾をしない場合は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用変更不許諾通知書（様式7）を利用者に交付する。
- 5 第7条の規定は、本条による利用許諾にも準用する。

（利用許諾の取消し等）

第11条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条及び第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 所長は、前項の取消しを行った場合は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾取消通知書（様式8）を利用者に交付する。
 - 3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとし、ロゴ利用物品等の在庫等がある場合は、直ちに廃棄するものとする。
 - 4 所長は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用の非独占性等）

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者がロゴを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与するものではなく、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県央地域県政総合センターが推奨を行うものではない。

（経費の負担）

第13条 県央地域県政総合センターは、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 県央地域県政総合センターは、第4条及び第10条による利用許諾並びに第11条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県央地域県政総合センターは一切の責任を負わない。
- 3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により県央地域県政総合センターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県央地域県政総合センターに賠償しなければならない。
- 4 所長は、前2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第15条 所長は、ロゴの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この要綱に関する事務は、県央地域県政総合センター企画調整部が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

著作権等利用許諾申請書

年 月 日

神奈川県県央地域県政総合センター所長 殿

申請者 住所

氏名

次のとおり著作権等の利用について、許諾を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 著作物、実演、レコード又は放送の名称
- 2 利用の内容
- 3 利用条件
- 4 発行等の内容
- 5 その他必要事項

様式 1

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾 (新規・延長・変更) 申請書

令和 年 月 日

神奈川県県央地域県政総合センター所長 殿

私（私を代表者とする法人・団体）は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴを利用したいので、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用に関する要綱第3条に基づき、下記及び添付書類のとおり申請します。

1. 申請区分

該当する項目にチェック（）を入れ、必要事項を記入してください。

新規

※新たな商品・媒体への利用申請を行う場合。利用許諾の日から5年を超える延長の場合は、新規にあたります。

ロゴ利用期間の延長（利用許諾の日から5年以内の延長のみ）、または許諾内容の変更

（利用許諾番号：_____）

※利用許諾の日から5年以内の利用期間の延長をする場合、会社情報やロゴ利用方法等の許諾内容の変更の場合。

2. 申請者情報

住 所	〒
法人・団体名	フリガナ：
代表者 役職・氏名	フリガナ：

3. 事業の概要

事業目的		資本金額	名
URL		従業員数	名

4. 担当者連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）

所属 部署名	フリガナ：	役職・ 氏名	フリガナ：
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

5. 変更内容（許諾内容の変更の場合のみ、変更内容を記入）

変更項目 ※該当するものにチェック (<input checked="" type="checkbox"/>)	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 住所・代表者等 <input type="checkbox"/> 事業の概要 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 役員等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 商品名 （変更なしの場合も記入） <input type="checkbox"/> カラー・サイズ <input type="checkbox"/> 製造予定個数 <input type="checkbox"/> 販売予定価格 <input type="checkbox"/> 販売等場所 <input type="checkbox"/> 期間延長 <input type="checkbox"/> その他		

※記入スペースが足りない場合には別紙に記入のうえ提出してください。

6. ロゴの利用計画（利用計画の変更の場合は変更後を記入）

利用申請 の対象物 の種別	<input type="checkbox"/> 商品への利用（食品以外）	
	<input type="checkbox"/> 商品への利用（食品）	
	<input type="checkbox"/> 商品以外への利用（広告、看板、販促グッズ、配布物等）	
利用期間	<input type="checkbox"/> 利用許諾の日から5年間	
	<input type="checkbox"/> 利用許諾の日から令和 年 月 日まで※5年未満の場合	
販売又は利 用される場 所	<input type="checkbox"/> 全国（インターネット販売除く）	<input type="checkbox"/> 神奈川県内
	<input type="checkbox"/> インターネット販売	<input type="checkbox"/> 神奈川県外 <input type="checkbox"/> 東京都 <input type="checkbox"/> 千葉県 <input type="checkbox"/> 埼玉県 <input type="checkbox"/> 山梨県 <input type="checkbox"/> 静岡県 <input type="checkbox"/> その他

利用申請の対象物の名称	カラー・ サイズ	製造予定 個数	販売予定価 格（税込単 価）	合計 （個数×価 格）

※記入スペースが足りない場合には行を追加してください

ロゴ利用状況写真等貼付用紙

【ロゴの利用状況がわかる写真、印刷物等を枠内に貼り付けてください】

※枠内に収まらない場合や、枚数が多い場合は別紙（任意様式）を添付してください。この案内文字の上から貼り付けても構いません。

【注意事項】

1. 立体物の場合は、前方、後方、右側面、左側面、上部、下部からの写真又は具体的なデザイン図等を提出してください。
2. 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、御注意下さい。
3. 利用許諾番号が表示される場所を必ず明示してください。

表記方法の例：

「○神奈川県県央地域県政総合センター 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ#●●●●」

ただし、利用対象物等のデザイン、形状、サイズ等の理由により、表示することで著しく外観を損ねるおそれがある場合は、その理由を具体的に記載してください。

利用許諾番号を表示できない理由（該当者のみ記入）

--

様式3

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

令和 年 月 日

神奈川県知事 様

私（私を代表者とする法人・団体）は、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴの利用許諾申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。また、私（私を代表者とする法人・団体の役員）が暴力団と関係があるか否かについて調査するため、本誓約書兼同意書及び役員一覧表を、貴職が神奈川県警察に提供することに同意します。

記

1. 私（私を代表とする法人・団体）は、暴力団または暴力団員と一切関係はありません。
2. 前項に反したことにより、貴職が宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴの利用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

【申請者】

住 所 〒 _____

法人・団体名（フリガナ： _____）

代表者 役職・氏名（フリガナ： _____）

（※個人事業者の場合は、本人の氏名を記入してください）

様式4

役員一覧表

氏名 (フリガナ)	生年月日 (元号・ 年・月・ 日)	性 別	役職名	常勤・ 非常勤	住所
		選 択		選 択	
		選 択		選 択	
		選 択		選 択	
		選 択		選 択	
		選 択		選 択	

※記入スペースが足りない場合には行を追加してください。

※記載された個人情報につきましては、宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴの利用許諾に係る目的以外には使用しません。

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾

(新規・延長・変更) 申請に係るチェックリスト

提出前に、該当する申請区分および種別に応じた必要書類を確認し、チェック (☑) を入れてください。

1. 【新規登録】を申請する場合

※新たな商品・媒体への利用申請を行う場合。利用許諾の日から5年を超える延長の場合は、新規にあたります。

提出が必要な書類一式	法人	個人	任意 団体	行政
著作権等利用許諾申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式1 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾 (新規・延長・変更) 申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式2 ロゴ利用状況写真等貼付用紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式3 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
様式4 役員一覧表	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	-
様式5 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾 (新規・延長・変更) 申請に係るチェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担当者の運転免許証等の、申請者の誕生日が確認できる身分証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
会社概要や業務内容がわかるパンフレット等の資料 (任意)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
【食品に係る利用申請の場合】 製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【郵送申請の場合】 返信用封筒 (角2サイズ、140円切手貼付、返信先記入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※【ロゴ利用期間の延長 (利用許諾の日から5年以内の延長のみ)、または許諾内容の変更】の場合は次ページを参照

2. 【ロゴ利用期間の延長（利用許諾の日から5年以内の延長のみ）、または許諾内容の変更】を申請する場合

※利用許諾の日から5年以内の利用期間の延長をする場合、会社情報やロゴ利用方法等の許諾内容の変更の場合。

提出が必要な書類一式	法人	個人	任意 団体	行政
様式1 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾（新規・延長・変更）申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
利用許諾を受けた際の許諾書及び申請書の写し（履歴全て）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式5 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾（新規・延長・変更）申請に係るチェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【ロゴ利用計画に関する変更】 様式2 ロゴ利用状況写真等貼付用紙	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【代表者変更の場合】 様式3 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
【担当者変更の場合】 担当者の運転免許証等の、申請者の誕生日が確認できる身分証明書の写し ※任意団体の場合は代表者のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
【役員変更の場合】 様式4 役員一覧表	<input type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>	-
【食品に係る変更で当初の利用許諾申請時から更新・変更があった場合】 製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【郵送申請の場合】 返信用封筒（角2サイズ、140円切手貼付、返信先記入）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式6

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

(申請者) 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ」の利用について、許諾します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

3 利用内容

4 利用上の遵守事項

- (1) 許諾を受けた商品等の利用に際して、許諾番号（「©神奈川県県央地域県政総合センター宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ #●●●●」）を、その商品、包装、広告等に明示してください。ただし、利用対象物件の美観又は機能を著しく損なう場合には、これを省略することができます。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。
- (4) 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- (5) 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (6) 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。ま

た、取消しにより利用者に生じた損害について、神奈川県県央地域県政総合センターは一切の責任を負いません。

- (7) 宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した商品の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- (8) 利用に関する要綱は、必要に応じて改正することがあります。

様式7

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用不許諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

(申請者) 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ」の利用については、次の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

不許諾の理由

様式8

宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ利用許諾取消通知書

〇〇第 号

年 月 日

(申請者) 殿

神奈川県県央地域県政総合センター所長 〇〇 〇〇

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾した「宮ヶ瀬湖周辺地域ロゴ」
の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

1 取消年月日

年 月 日

2 取消しの理由